

一般社団法人鹿児島県言語聴覚士会

会長 原口 友子 様

急啓

7月4日早朝からの豪雨により被害を受けられた皆様、関係者の皆様に心からお見舞い申し上げます。
続く風雨に加え、全体が見えない被害及び、先の見通しがつかない状況の中で、
精神的、肉体的疲弊に苦慮する会員の方もおられるのではないかと存じますが、
会長はじめ会員の皆様のお宅、あるいは勤務先に被害はございませんでしたでしょうか。

こちらでは、貴県士会会員の皆様に関する詳しい状況が把握できておりません。
ご多忙とは存じますが、事態が落ち着きましたら、県士会の皆様の被害状況等をお伝えいただければ幸いです。

皆様のご無事をお祈りするばかりですが、もし被害にあわれた会員がいらっしゃる場合、協会で行っている対応は以下の通りです。

すなわち、添付いたしました「定款」第8条第2項および「会員及び会費に関する規程」第3条第5項により、被災した会員に対する会費延納・減額・免除という措置が可能です。

この件も事態が落ち着いてからで結構ですので、対象者がいらっしゃいましたら、
添付の書類を用いて申請されるよう、県士会の被災会員にご進言ください。

人的支援を含め、全国の会員の力を合わせできる限りの協力を致しますので、必要な時には、どうぞご連絡下さい。

避難所などでの新型コロナウイルス感染の拡大も危惧され、土砂災害などの心配も続きますが、
県士会会員皆様のご健康、ご活躍を、心よりお祈り申し上げます。

草々

記

添付資料：日本言語聴覚士協会定款および該当規程、申請書

※会費延納・減額・免除について：被災した会員に対する措置が可能です。

（定款第8条第2項および会員及び会費に関する規程第3条第5項より）

なお、申請は事態が落ち着いてからで可能です。

貴士会の被災された会員にご進言ください。

以上